

社会福祉法人 ちどり福祉会  
ユニット型指定(介護予防)短期入所生活介護 特別養護老人ホームいきいき箱崎  
運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ちどり福祉会が開設するユニット型指定(介護予防)短期入所生活介護事業所(以下「事業所」という。)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、指定(介護予防)短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「職員」という。)が、要支援及び要介護状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、適正なユニット型指定(介護予防)短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用者の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用者の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 サービスの提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

6 サービスの利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 特別養護老人ホームいきいき箱崎
- 二 所在地 福岡市東区箱崎6丁目18番7号

(利用定員)

第4条 事業所の利用定員は次の通りとする。

- 一 併設利用型 11名
- 二 空床利用型 特別養護老人ホームの定員29名以内

(定員の遵守)

第5条 事業所は、利用定員および居室の定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業に従事する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 一 管理者 1名  
理事会の決定する方針に従い、事業所の運営管理を統括する。

- 二 医師（嘱託） 1名  
利用者の診療と健康管理、及び保健衛生指導等を行う。
  - 三 生活相談員 1名以上  
利用者の生活相談、指導を行う。
  - 四 看護職員 1名以上  
医師の指示により利用者の看護を行う。
  - 五 介護職員 4名以上  
利用者の日常生活の介護を行う。
  - 六 機能訓練指導員 1名  
利用者の機能訓練指導を行う。
  - 七 栄養士または管理栄養士 1名  
献立の作成、栄養の計算、食品の管理及び調理指導を行う。
- 2 前項に定めるもののほか、必要に応じてその他職員を置くことができることとする。

（勤務体制の確保等）

- 第7条 事業所は、利用者に対し、適切なユニット型指定（介護予防）短期入所生活介護を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めるものとする。
- 2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、次の各号に定める職員配置を行うものとする。
    - 一 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員を配置する。
    - 二 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置する。
    - 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置する。
  - 3 事業所は、当該事業所の職員によってユニット型指定（介護予防）短期入所生活介護を提供するものとする。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りでない。
  - 4 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を確保するものとする。その際、事業所は介護保険法第8条第2項に規定する政令等で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
  - 5 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（ユニット部分のユニット数およびユニットごとの利用定員）

- 第8条 ユニット部分のユニット数およびユニットごとの利用定員は次のとおりとする。
- 一 ユニット数 1ユニット
  - 二 1ユニットの利用定員 11名

（指定（介護予防）短期入所生活介護計画の作成）

- 第9条 事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定（介護予防）短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の職員と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した（介護予防）短期入所生活介護計画を作成するものとする。
- 2 （介護予防）短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画又は介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。
  - 3 事業所の管理者は、（介護予防）短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。
  - 4 事業所の管理者は、（介護予防）短期入所生活介護計画を作成した際には、当該（介護予防）短期入所生活介護計画を利用者に交付するものとする。

(介護)

- 第10条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行うものとする。
- 2 事業所は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援するものとする。
  - 3 事業所は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、1週間に2回以上を基本とし、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供するものとする。ただし、やむを得ない場合には清拭をもって入浴の機会の提供に代えるものとする。
  - 4 事業所は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行うものとする。
  - 5 事業所は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えるものとする。
  - 6 事業所は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備するものとする。
  - 7 事業所は、前各項に規定するもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援するものとする。
  - 8 事業所は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させるものとする。
  - 9 事業所は、利用者に対し、その負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせないものとする。

(食事)

- 第11条 事業所は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するものとする。
- 2 事業所は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うものとする。
  - 3 食事の時間は、朝 午前8時00分 昼 午前12時00分 夕 午後6時00分を基本とする。ただし、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供することも可能な体制を整え、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。
  - 4 事業所は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援するものとする。

(その他のサービス提供)

- 第12条 事業所は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援するものとする。
- 2 事業所は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

(受給資格等の確認)

- 第13条 事業所は、指定(介護予防)短期入所生活介護提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。
- 2 事業所は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定(介護予防)短期入所生活介護を提供するように努めるものとする。

(利用料その他の費用の額)

- 第14条 指定(介護予防)短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定(介護予防)短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、提示を受けた負担割合証の額とする。
- 2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。
    - 一 次条に規定する通常の送迎の実施地域を超えて行う送迎の費用として、実施地域を超えた地点から一律200円(片道)。
    - 二 滞在に要する費用として、別表のとおり。

- 三 食事の提供に要する費用として、別表のとおり。
- 四 その他指定(介護予防)短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。
- 4 事業所は本条2項で設定した滞在に要する費用並びに食事の提供に要する費用、その他の費用の額を改定することがある。費用の改定にあたっては、介護保険制度の改正内容や施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し改定するものとし、利用者又は身元引受人に書面で説明し、書面での同意を得た上で改定するものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第15条 通常の送迎の実施地域は、福岡市東区全域、福岡市博多区全域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第16条 利用者は、指定(介護予防)短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意するものとする。
- 一 日常生活は、管理者が定める日課表に基づいて生活し、従事者の指導に従い、規律を守り相互の友愛と親和を保ち、心身の安定を図るよう努めること。
  - 二 他の利用者に迷惑をかけず、相互の融和を図るよう努めること。
  - 三 事業所及び居室の清潔、整頓その他環境衛生の保持のために協力するとともに、身の回りを整え、身体及び衣類の清潔に努めること。
  - 四 建物、備品及び貸与物品は大切に扱うよう努めること。
  - 五 火災予防上、次の点については特に注意を払い、火災防止に協力すること。
    - ア 喫煙は、所定の場所で行うこと。
    - イ 発火の恐れのある物品は、事業所内にもちこまないこと。
    - ウ 火災防止上、危険を感じた場合は、直ちに従事者に連絡すること。
  - 六 飲酒は、管理者が定めた時間と場所で行うこと。
  - 七 利用者及び利用者の家族等は、下記の禁止行為を行わないこと。
    - ア 職員に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)  
例：コップを投げつける／蹴る／唾を吐く 等
    - イ 職員に対する精神的暴力(個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)  
例：大声で威嚇する／特定の職員に嫌がらせする／「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する
    - ウ 職員に対するセクシュアルハラスメント(意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等の性的ないやがらせ行為)  
例：必要もなく手や腕を触る／抱きしめる／あからさまに性的な話をする

(面会)

第17条 利用者に面会しようとする外来者は、続柄、用件等を管理者に申し出、指定した場所で面会するものとする。

(非常災害対策)

- 第18条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。
- 2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
  - 3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(掲示)

第19条 事業所は、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、当該事業所の見やすい場所に掲示するほか、ウェブサイトに掲載・公表するものとする。

(秘密保持等)

第20条 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業所は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者及び家族等の同意を得るものとする。

(衛生管理等)

第21条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果の周知徹底を図る。
  - 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - 三 事業所は、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的及び新規採用時に実施し、その内容について記録する。
  - 四 前3項に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(身体拘束等の適正化)

第22条 職員は、利用者の処遇にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体的拘束等）をおこなってはならないものとする。

- 2 職員は、前項の緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 3 事業所は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を6月に1回以上開催し、その結果の周知徹底を図るものとする。
- 4 事業所は、身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 5 事業所は、職員に対し、身体的拘束等の適正化のため定期的な研修及び新規採用時の研修を実施し、その内容について記録するものとする。

(苦情処理)

第23条 事業所は、その提供した指定(介護予防)短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置するものとする。

- 2 事業所は、その提供した指定(介護予防)短期入所生活介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは 提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、その提供した指定(介護予防)短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(地域との連携等)

第24条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を  
行う等の地域との交流に努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第25条 職員は、指定(介護予防)短期入所生活介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急  
事態が生じた場合は、速やかに家族及び主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関、市  
町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第26条 事業所は、利用者に対する指定(介護予防)短期入所生活介護の提供により事故が発生した  
場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行  
うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定(介護予防)短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故  
が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待の防止)

第27条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるもの  
とする。

- 一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用  
して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について  
職員に周知徹底を図る。
- 二 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 事業所は、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的及び新規採用時に実施し、  
その内容について記録する。

(業務継続計画の策定等)

第28条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的  
に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、  
当該計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、職員に対し、当該計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的  
に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的当該計画の見直しを行い、必要に応じて当該計画の変更を行うものとし  
る。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策の検討等)

第29条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の  
促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する  
方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)  
を定期的開催するものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第28条 施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨  
を市町村に通知するものとする。

- 一 正当な理由なしに指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用に関する  
指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(施設運営及び施設サービスの提供に関する記録の整備)

第27条 事業所は、職員、設備、会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 事業所は、利用者に対する指定(介護予防)短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲

げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- 一 (介護予防)短期入所生活介護計画
- 二 具体的なサービスの内容等の記録
- 三 第22条に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 市町村への通知に係る記録
- 五 第23条に規定する苦情の内容等の記録
- 六 第26条に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(教育・研修)

第28条 本事業の社会的使命を充分認識し、従業員の資質向上を図るため、具体的な研修計画を策定し、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

(補則)

第29条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附則

- この規程は、2011年 5月1日より施行する。  
この規程は、2011年 8月1日改訂、施行する。  
この規程は、2012年 4月1日改訂、施行する。  
この規程は、2013年 4月1日改訂、施行する。  
この規程は、2013年 5月18日改訂、施行する。  
この規程は、2014年 4月1日改訂、施行する。  
この規程は、2015年 4月1日改訂、施行する。  
この規程は、2018年 4月1日改訂、施行する。  
この規程は、2019年10月1日改訂、施行する。  
この規程は、2021年 4月1日改訂、施行する。  
この規程は、2022年10月1日改訂、施行する。  
この規程は、2024年 4月1日改定、施行する。

【別表1】

基本利用料（1日あたり）

介護度区分	利用料	1割負担額	2割負担額	3割負担額
要支援1	5,580円	558円	1,116円	1,674円
要支援2	6,920円	692円	1,384円	2,076円
要介護1	7,427円	743円	1,486円	2,229円
要介護2	8,144円	815円	1,629円	2,444円
要介護3	8,935円	894円	1,787円	2,681円
要介護4	9,684円	969円	1,937円	2,906円
要介護5	10,412円	1,042円	2,083円	3,124円

基本利用料（当事業所で31日以上サービス利用の場合、1日あたり）

介護度区分	利用料	1割負担額	2割負担額	3割負担額
要支援1	5,528円	553円	1,106円	1,659円
要支援2	6,857円	686円	1,372円	2,058円

基本利用料（当事業所で61日以上サービス利用の場合、1日あたり）

介護度区分	利用料	1割負担額	2割負担額	3割負担額
要介護1	7,068円	707円	1,414円	2,121円
要介護2	7,807円	781円	1,562円	2,343円
要介護3	8,598円	860円	1,720円	2,580円
要介護4	9,347円	935円	1,870円	2,805円
要介護5	10,075円	1,008円	2,015円	3,023円

【別表2】

加算利用料

加算内容	単位	1割負担額	2割負担額	3割負担額
機能訓練体制加算	12	13円/日	26円/日	38円/日
看護体制加算Ⅰ	4	5円/日	9円/日	13円/日
看護体制加算Ⅱ	8	9円/日	17円/日	26円/日
夜勤職員配置加算Ⅰ	13	14円/日	28円/日	42円/日
夜勤職員配置加算Ⅱ	18	19円/日	38円/日	57円/日
サービス提供体制加算Ⅰ	22	24円/日	47円/日	70円/日
サービス提供体制加算Ⅱ	18	19円/日	38円/日	57円/日
サービス提供体制加算Ⅲ	6	7円/日	13円/日	19円/日
看取り連携体制加算	64	68円/日	135円/日	203円/日
送迎加算	184	195円/回	389円/回	583円/回
口腔連携強化加算	50	53円/回	106円/回	159円/回
療養食加算	8	9円/食	17円/食	26円/食
認知症専門ケア加算Ⅰ	3	4円/日	7円/日	10円/日
認知症専門ケア加算Ⅱ	4	5円/日	9円/日	13円/日
生産性向上推進体制加算Ⅰ	100	106円/月	211円/月	317円/月
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10	11円/月	21円/月	32円/月
若年性認知症利用者受入加算	120	127円/日	254円/日	380円/日
医療連携強化加算	58	62円/日	123円/日	184円/日
認知症行動・心理症状 緊急対応加算	200	211円/日	422円/日	633円/日

緊急短期入所受入加算	90	95円/日	190円/日	285円/日
長期利用者提供減算(31日以上61日未満)	-30	-32円/日	-64円/日	-95円/日
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の14.0%相当金額を加算			
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の13.6%相当金額を加算			
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の11.3%相当金額を加算			
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位数の9.0%相当金額を加算			

(注)介護給付費算定に係る体制等に関する届出に基づき、その他の加算を設定する場合があります。  
また、介護報酬の見直しが行われた場合、金額が変更となる可能性があります。

【別表3】

滞在費(1日あたり)

利用者負担	第4段階	第3段階①②	第2段階	第1段階
金額	2,066円	1,370円	880円	880円

食費(1日あたり)

利用者負担	第4段階	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
金額	1,445円	1,300円	1,000円	600円	300円

ただし、第4段階に該当される方の食費は1食ごとの計算となります。  
(朝食400円、昼食520円、夕食525円)

【別表3】

その他の費用

電気使用料として	ラジオ&カセット	3円/日
	電気毛布ほか電化製品	3円/日
	テレビ、在宅酸素	30円/日
おやつ代として	15時のおやつ	110円/日
個別に選択するサービス	理美容費	実費
	クラブ活動・サークル活動材料費	実費
	外出・外食・買い物等	実費
地域外送迎費用	越えた地点から一律	200円/片道

※胃瘻を造設されていらっしゃる方はおやつ代を戴きません。

※負担限度額1段階の方についてはおやつ代を徴収しません。